

5 農振第 1370 号
令和 5 年 8 月 4 日

各地方農政局農村振興部長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿
北海道農政部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策部
鳥獣対策・農村環境課長

市町村のホームページを活用した被害防止計画の公表について

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）に基づき、市町村は被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（平成 20 年農林水産省告示第 254 号）に即して、単独で又は共同して、被害防止計画（法第 4 条第 1 項に規定する被害防止計画をいう。以下同じ。）を定めることができるとされているところであり、市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないと法に規定しております。

また、法の被害防止計画の公表に係る規定の主旨を具体化するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画の作成の推進について（平成 20 年 2 月 21 日付け 19 生産第 8422 号）では、被害防止計画を公表する場合は、市町村の公報、市町村の事務所の掲示板、広報誌への掲載等により、その内容について広く周知することに努めることと示しております。

公表に当たっては、より多くの関係者に周知することが、地域主体の取組を推進に寄与します。加えて、鳥獣は自然界で自由に行動することから、必要に応じて近接する複数の市町村が連携して広域的に対策を実施することが効果的であり、地域外の人々からも被害防止計画が参照しやすい環境をつくることが対策の推進につながると考えられます。つきましては、周知に当たっては、広く被害防止計画が参照できる環境をつくるため、市町村のホームページへの掲載もご検討いただきますようお願いいたします。また、市町村のホームページへの掲載に当たっては別添の留意点を踏まえていただきますようお願いいたします。

このことについて、貴管内の都道府県に通知いただき、都道府県にあっては管内の市町村に対して、被害防止計画の公表について積極的な取組を行うよう周知し、適切に助言されるようお願いいたします。

(別添)

市町村のホームページを活用した被害防止計画の公表に係る留意点

- 1 被害防止計画の市町村のホームページへの掲載に当たっては、現行（最新）の計画期間のものを掲載すること。また、被害防止計画を掲載したホームページのリンク切れを発生させないよう配慮すること。なお、参考として過去の被害防止計画を掲載することを妨げるものではない。
- 2 複数市町村で共同して被害防止計画を作成している場合は、地域住民等のアクセシビリティを確保するため、構成市町村のそれぞれのホームページへ掲載することが望ましい。